

ア 基本利用料（：算定単位）

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割又は2割、3割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

項目	利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割
訪問リハビリ/回：308	3,181円	319円	637円	955円
介護予防訪問リハビリ/回：298	3,078円	308円	616円	924円

上記の基本料金は、居宅サービス計画に定められた訪問リハビリテーションの提供に要する目安の時間を基準とします。1回当たりの実施時間は20分以上となります。
また40分以上の場合は2回分の実施となりますのでご留意ください。

イ 加算料金

項目	利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割
□サービス提供体制強化加算(Ⅰ)：6※1	61円	7円	13円	19円
□サービス提供体制強化加算(Ⅱ)：3※2	30円	3円	6円	9円
□リハビリマネジメント加算イ：180※3	1,859円	186円	372円	558円
□リハビリマネジメント加算ロ：213※4	2,200円	220円	440円	660円
□医師による計画説明：270※5	2,789円	279円	558円	837円
□退院時共同指導加算：600※6	6,198円	620円	1240円	1860円
□短期集中リハビリ実施加算：200	2,066円	207円	414円	620円
□認知症短期集中リハビリ実施加算：240	2,479円	248円	496円	744円
□移行支援加算：17	175円	18円	35円	53円

	内容
※1	勤続7年以上の者が1人以上在籍している場合。
※2	勤続3年以上の者が1人以上在籍している場合。
※3	医師がリハビリの実施に当たり詳細な指示を行っていて、リハビリテーション会議の開催及び記録(医師はテレビ電話等で可)があり、リハビリテーション計画の策定に関与した理学療法士等が利用者等に説明し、同意を得ている。かつ、理学療法士等が介護支援専門員へ必要な援助方法について情報提供し、利用者の居宅を訪問して同行した事業所の従事者や家族に対して介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行った場合。

※4	医師がリハビリの実施に当たり詳細な指示を行っていて、リハビリテーション会議の開催及び記録(医師はテレビ電話等で可)があり、リハビリテーション計画の策定に関与した理学療法士等が利用者等に説明し、同意を得ている。かつ、理学療法士等が介護支援専門員へ必要な援助方法について情報提供し、利用者の居宅を訪問して同行した事業所の従事者や家族に対して介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行った場合。及びLIFEを用いてデータを厚労省に提出しフィードバックを受けている場合。
※5	上記のリハビリマネジメント加算における『リハビリテーション計画説明』を事業所の医師が行った場合。
※6	訪問リハビリ事業所のリハビリ職員が医療機関の退院前カンファレンスに参加した場合。

ウ 減算料金（：算定単位）

項目	利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割
事業所医師の計画診療未実施減算:6※1	—516円	—52円	—104円	—155円
長期期間利用の介護予防 リハビリテーションの適正化:3※2	—309円	—31円	—62円	—93円

	内容
※1	当園の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合。
※2	訪問リハビリを始めた月から計算して12ヶ月を超えた場合。（要支援の方対象） 注）リハビリ・栄養状態・口腔状態が一体的に管理され、リハビリテーション計画に反映されている場合には減算を行わないこととする。

エ 利用者負担金【※地域区分別1単位当たりの単価10.33円（6級地）】

各利用料金は、基本サービス単位と各該当加算単位を加えた総単位数に、1単位に10.33円を掛けた総額の1割又は2割、3割が利用者負担金になります。

（2）交通費

通常事業の実施地域内：無料

通常事業の実施地域外：提供区域を越えた地点から片道1kmあたり100円

※介護保険外料金の改定：介護保険外の料金は、経済状況や運営上の理由によって改訂される可能性があります。

8 料金改定後の同意について

料金改定がある場合、変更のあった重要事項説明書の内容を書面または口頭で事前に通知します。通知後、サービスを継続してご利用する場合、利用者様は改定後の料金に同意したとみなします。